

子ども・若者 関連情報

乳幼児の健康診査

受付時間午後1時～1時45分**対内**3～4カ月児健康診査(内科、産婦健康診査)、1歳6カ月児健康診査(内科、歯科)、3歳児健康診査(内科、歯科)**持ち物**母子健康手帳(親子健康手帳)、問診票ほか**備考**対象者には個別通知。転入の方は要連絡**ID**1003433**問場**健康推進課(健康センター)☎(376)9177

2歳歯っぴー歯科相談

日8月24日(木)午後1時20分～2時50分**対**原則2歳の誕生月の子ども(2歳6カ月まで可)**定**32人(申し込み先着順)**内**歯科医による歯科診察・歯みがき指導、かかりつけ歯科医の紹介、唾液検査**持ち物**母子健康手帳(親子健康手帳)、普段使っている歯ブラシ、タオル**備考**随時受け付け**ID**1003437**問場**電話または直接、健康推進課(健康センター)☎(376)9177へ

妊婦歯科健康診査

日8月30日(水)午後1時20分～2時50分

分妊娠している方**定**20人(申し込み先着順)**内**歯科医による歯科診察・歯みがき指導、かかりつけ歯科の案内、唾液検査**持ち物**母子健康手帳(親子健康手帳)、いつも使っている歯ブラシ**備考**随時受け付け**ID**1003405**問場**電話または直接、健康推進課(健康センター)☎(376)9177へ

離乳食講習会「初めてつくる離乳食コース」

日8月31日(木)午前10時30分～11時30分・午後2時～3時**対**令和5年3月～4月生まれの初めての子どもがいる方**定**各12人(申し込み先着順)**持ち物**母子健康手帳(親子健康手帳)、筆記用具など**備考**試食なし。受講経験者は受講不可**ID**1003426**問場**7月24日(月)から、電話または直接、健康推進課(健康センター)☎(376)9177へ

幼児・小学生水泳教室(各全11回)

開始日9月1日(金)・2日(土)・6日(水)・7日(木)のいずれか**場**アクアブルー多摩50mプール**対**4歳～小学生**定**各クラス12人～30人(応募者多数の場合は抽選)**備**詳細は、アクアブルー多摩<https://www.tama-pool.org> / 参照**申込期限**7月30日(日)消印有効**問**アクアブルー多摩☎(338)7667

たまモノワンデーパスを発売!

900円で小学生と大人のセットで1日乗り放題となる「たまモノこどもとおとなのワンデーパス」と、小学生だけでも200円で1日乗り放題となる「たまモノこどもワンデーパス」を9月30日(土)まで発売しています。**発売場所**多摩モノレール多摩センター駅改札窓口ほか**備考**詳細は、多摩モノレール<https://www.tama-monorail.co.jp/> 参照**問**多摩都市

モノレール(株)☎042(526)7800

多摩市ファミリー・サポート・センター会員募集・説明会

日8月5日(土)午後1時30分～3時**場**永山公民館視聴覚室**定**10人(申し込み先着順)**保**3人(1歳6カ月児以上。申し込み先着順)**申**7月24日(月)から、電話で、多摩市ファミリー・サポート・センター☎(357)5105・<http://famisapo.tama.jp/> へ

身のまわりの環境を地図にしよう!

第27回多摩市身のまわりの環境地図作品展

●作品募集

対市内在住・在学の小・中学生**備考**詳細は、公式ホームページ参照**ID**1012248**申込期限**9月8日(金)

●作品展示

日12月1日(金)から、公式ホームページにすべての応募作品を掲載。優秀作品は、市内数カ所で展示予定**主催**多摩市身のまわりの環境地図作品展運営委員会

問環境政策課☎(338)6831

令和4年度国土交通省国土地理院長賞受賞作品「飛びだせ小さな生き物たち」▶



「頼れる存在」になるいつかのために、知っておいてほしい「ヤングケアラー」のこと

子どもによって、頼る人・タイミングはそれぞれ。まずは気づき、寄り添うことが大切です

●「ヤングケアラー」とは

「一般的に大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものこと」を言います。家族の世話やケアをすることは悪いことではありませんが、それが大きな負担になっているときには注意が必要です。

子ども自身が置かれている状況を認識することが大切ですが、自分では気づきにくい場合があります。さらに、「家族のケアは家族で何とかしなければならない」と考えてしまうことで、子どもからSOSを出しにくいという状況もあります。

自分が置かれている状況を話すことは簡単ではなく、話したくない場合もあるということを理解した上で、子どもが助けを必要としたときに状況を変えていけるよう、周囲の人は安心して話せる関係性をつくっておくこと、相談窓口を知っておくことが大切です。

相談を受けたときは、価値観を押し付けないこと、その子がしていることを否定しないことを心掛けましょう。

ヤングケアラーの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

●「ヤングケアラー」に関する相談窓口

「ヤングケアラー」に関して困ったことがあればご相談ください。

- ・子ども家庭支援センター相談専用ダイヤル☎(355)3777 (祝日を除く月～土曜日午前9時～午後6時)
- ・東京都多摩児童相談所☎(372)5600 (祝日を除く月～金曜日午前9時～午後5時45分)
- ・児童相談所虐待対応ダイヤル(24時間年中無休)☎189

ID1003782**問**子ども家庭支援センター「たまっこ」☎(355)3833